

都道府県がん登録室における安全管理措置に係る外部監査における  
指摘事項（推奨事項）について

標記について指摘を受けた、全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル上取り組むよう求められている「推奨事項」は次のとおりである。

○指摘事項（推奨事項）

	<p>a. 基本対策（とるべき措置）</p> <p>b. 現状及び指摘事項</p> <p>c. 改善策</p>
①	<p>a. 登録室が独立している場合には、最初の入室者による開錠と、最終退出者による施錠について入退出社名や時刻の記録をとり保管する</p> <p>b. 登録室の開錠、施錠を記録する様式に名称が記載されていなかった。</p> <p>c. 登録室の開錠、施錠を記録する様式に「入退出及びキャビネットボックス開錠施錠記録簿」の名称を記載するとともに、業務手順書の記述を改める。</p>